

堺障サ第 2750 号
令和 4 年 3 月 25 日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

堺市 障害福祉サービス課長
中 嶋 英 貴
(公 印 省 略)

令和4年度当初における届出等について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年度当初に届出を要する事項等について、下記のとおり通知いたしますので、根拠法令、関係法令等を十分御確認の上、必要に応じて適切に対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書について

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員特定処遇改善加算については、加算を取得する月の前々月の末日までに計画書の届出が必要ですが、令和4年4月又は5月からこれらの加算を取得しようとする事業所の計画書等の届出期限については、厚生労働省からの通知により、**令和4年4月15日（金）**とされています。

つきましては、これらの加算を令和4年4月又は5月から取得しようとする事業所（令和3年度から引き続き取得する事業所を含みます。）は、次の(1)～(3)に記載のとおり必要書類を提出してください。

※当該加算を取得しない事業所においては、届出をする必要はありません。

(1) 提出書類

堺市ウェブサイトの「福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る提出書類について」のページにより、必要な提出書類を十分確認いただいた上で提出してください。

堺市トップページ>健康・福祉>福祉・介護>障害福祉>事業者向け情報>障害福祉サービス事業者指定・実地指導>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る提出書類について
(https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku_jigyousya/syogukaizen.html)

(2) 提出方法

郵送（**最終ページの送付票を宛先として使用してください。**）

※申請書は、レターパック等の追跡可能な方法で送付していただくことを推奨します。送付された郵便物の到達を本市において確認できない場合、追跡記録により証明できなければ届出の受付ができない可能性があります。

(3) 提出期限

令和4年4月15日（金）※当日消印有効

(4) その他

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金については、大阪府において所管されています。

で、これに係る計画書の提出に関する事項等については、大阪府にお問い合わせください。
堺市ウェブサイトの以下のページから大阪府の該当ページを確認できます。

堺市トップページ>健康・福祉>福祉・介護>障害福祉>新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>事業者向け>福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について
(https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/corona_oshirase/corona_jigyosya/72033720220215155830134.html)

2 前年度1年間の実績等を踏まえた加算等に係る届出等について

前年度1年間の実績等を踏まえた届出に係る加算等については、特例として令和4年4月中旬に届け出ることにより、同年4月1日サービス提供分から算定することが認められています。別表【前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等一覧】(本通知のP4)記載の加算等を同年4月1日サービス提供分から算定しようとする事業所は、添付書類を確認の上、必要な届出を行ってください。

(1) 提出書類

次の①～⑥の書類について、堺市ウェブサイトの「制度変更等のお知らせ」のページにより、必要な提出書類を確認の上、提出してください。

- ① 加算届連絡票
- ② 変更届出書(堺市規則様式第21号の3)
(加算等に係る算定内容に変更がない場合等は、不要)
- ③ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(介給届)
- ④ 介護給付費(訓練等給付費)の算定に係る体制等状況一覧表
(事業ごと(生活介護にあつては単位ごと、共同生活援助にあつては住居ごと)に必要)
- ⑤ 添付書類(別表【前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等一覧】参照)
- ⑥ 令和4年度当初の届出に関する誓約書

※書類提出の際は、①～⑥の順に並べての提出に御協力ください。

なお、受付印を押印した連絡票の返信が必要な場合は、返信用の定型封筒(長形3号。必要な切手の貼付及び宛名を記載したもの)を同封してください。

堺市トップページ>健康・福祉>福祉・介護>障害福祉>事業者向け情報>障害福祉サービス事業者指定・実地指導>制度変更等のお知らせ
(https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyosya/syofuku_jigyosya/oshirase.html)

(2) 提出方法

郵送(最終ページの送付票を宛先として使用してください。)

※申請書は、レターパック等の追跡可能な方法で送付していただくことを推奨します。送付された郵便物の到達を本市において確認できない場合、追跡記録により証明できなければ届出の受付ができない可能性があります。

(3) 提出期限

令和4年4月15日(金) ※当日消印有効

(4) その他注意事項

①別表に記載のない加算は、今回の届出による変更はできません。

別表に記載のない加算を新たに算定し、又はその算定区分を変更する場合は、算定開始日の前月の15日までに届出が必要となります(例:令和4年5月1日サービス提供分から算定)

するには、令和4年4月15日までに、その旨の届出が必要)。

②就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び就労定着支援以外の事業所で、別表に記載する加算等を算定しない事業所は、届出を行う必要はありません。

③介護給付費（訓練等給付費）の算定に係る体制等状況一覧表については、算定する加算区分等に変更がない加算も含め、全ての加算について、必ず「あり」又は「なし」のどちらかを選択してください。万が一、記載漏れがあった場合は、当該加算について、全て「なし」を選択したものととして処理しますので、注意してください。

④届出を行った加算等の区分と請求における加算等の区分とが一致しない場合は、給付費の支払が正しく行われなことがあるので、届出内容を十分確認してください。

3 令和3年度報酬改定に係る事項について

(1) 虐待防止対策の強化について

令和3年度報酬改定における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」といいます。）の一部改正により、虐待防止対策の強化を図る趣旨で、基準省令第40条の2の規定が設けられています。この規定の適用に当たっては、令和4年3月31日までの期間においては努力義務とされていますが、令和4年4月1日以後は、これが法的義務となります。

(2) 身体拘束等の適正化について（対象となる事業に限ります。）

令和3年度報酬改定における基準省令の一部改正により、身体拘束等の適正化を図る趣旨で、基準省令第35条の2の規定が設けられています。この規定の適用に当たっては、令和4年3月31日までの期間においては努力義務とされていますが、令和4年4月1日以後は、これが法的義務となります。

(3) 上述の(1)及び(2)に伴う事業所等の運営規程の整備について

令和4年4月1日から基準省令第40条の2及び第35条の2の規定が法的義務として適用されることを踏まえ、運営規程の整備（改正等）が必要となる事業所においては、以下に記載の本市ウェブサイトに掲載しているひな型等も参考にし、遅滞なく対応してください。

なお、運営規程の整備が、これらの法的義務化に伴う改正又は上述のひな型を参考にした文言・字句の補正等の規定整備（実質的な内容の変更を伴わないものに限ります。）のみである場合については、変更届出書（堺市規則様式第21号の3）の提出は不要とします（ただし、今後、必要に応じて運営規程の内容等について本市から確認等を行うことがありますので、必要な整備は遺漏なく行ってください。）。

※これら以外の内容についての運営規程の変更がある場合は、通常どおり変更後10日以内に
変更届出書の提出が必要ですので留意してください。

堺市トップページ>健康・福祉>福祉・介護>障害福祉>事業者向け情報>障害福祉サービス事業者指定・実地指導>新規申請について
(https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku_jigyousya/syofuku_shinki.html)

(4) その他

上記に掲げるもののほか、基準省令等を十分確認いただき、令和3年度報酬改定等に伴い必要な対応がある場合は、遺漏なく行ってください。

別表【前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等一覧】

報酬・加算	事業種別	添付書類
基本報酬	就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・(介給別紙29) 就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 ・(介給別紙29(別添)) 就労定着者の状況
	就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式2-1) 就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体) ・(様式2-2) 就労継続支援A型事業所におけるスコア表(実績I~IV) ・(様式1) 就労継続支援A型事業所における地域連携活動実施状況報告書(※地域連携活動を実施している場合に提出要)
	就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> ・(介給別紙31) 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 ・(介給別紙31(別添)) ピアサポーター等の配置に関する届出書(※就労継続支援(B型)サービス費(Ⅲ及びⅣ)を算定する場合に提出要)
	就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・(介給別紙32) 就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 ・(介給別紙32-2) 就労継続者の状況 ・(介給別紙32-4) 一般就労移行実績
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制及び勤務形態一覧表(令和4年4月分) ・組織体制図 ・(介給別紙3) 視覚障害者又は言語聴覚障害者の状況
就労移行支援体制加算	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> ・(介給別紙6-2) 就労定着者の状況
人員配置体制加算	生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・(付表3) 生活介護事業所の指定に係る記載事項 ・勤務体制及び勤務形態一覧表(令和4年4月分) ・組織体制図 ・(介給別紙14) 人員配置体制加算に関する届出書
移行準備支援体制加算	就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・(介給別紙21) 施設外支援実施状況(移行準備支援体制加算に係る届出書)
就労定着実績体制加算	就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・(介給別紙33) 就労定着実績体制加算に関する届出書
重度者支援体制加算	就労継続支援A型、就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> ・(介給別紙5) 障害基礎年金1級を受給する利用者の状況
夜間支援等体制加算(I)及び(II) ※変更できる項目は、対象利用者数のみ	共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・(付表6) 共同生活援助事業所の指定に係る記載事項 ・勤務体制及び勤務形態一覧表(令和4年4月分) ・組織体制図 ・(介給別紙9) 共同生活援助に係る体制 ・(介給別紙11) 夜間支援等体制加算届出書
利用日数特例の届出	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> ・(介給別紙24) 利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る(変更)届出書 ・年間スケジュール(任意様式)

※この表において「介給別紙●」は堺市ホームページ「制度変更等のお知らせ」及び「新規申請について」に掲載している介給別紙を、「様式●」は堺市ホームページ「制度変更等のお知らせ」に掲載している就労継続支援A型事業所におけるスコア表(「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について(令和3年3月30日付け障発0330第5号)」に係るもの)の様式を、「付表●」は堺市ホームページ「新規申請について」に掲載している「指定に係る記載事項(付表)」をそれぞれいいます。

【問合せ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

健康福祉局 障害福祉部

障害福祉サービス課 事業者係

電話 072-228-7510

ファックス 072-228-8918

電子メール jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp

※誤送付防止のため、次の送付票を点線で切り取った上で、送付する封筒に宛先として貼付し、送付してください。

【送付票】

通所系・入所系・居住系

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課 事業者係